

# 市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務 企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課文化施設係
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (さいたま市役所8階)
TEL	048-829-1227
メールアドレス	bunka-shinko@city.saitama.lg.jp

## 1. 件名

市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務

## 2. 業務の目的

新たに開館する「市民会館おおみや」は、大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種再開発事業の複合施設内にある公共施設として施設の一翼を担っており、既存の市民会館おおみやの機能を移すだけでなく、新しい市民交流の場、賑わい創出の場として更に発展させていく計画である。

そこで、本業務は施設を利用する人々に対し、「新しい刺激」や「新しい表現」をまとったアートとして施設内に取り込むことで、芸術鑑賞を享受するに相応しい空間とするため、テーマ性のある「アートワーク」の制作及び設置を行うものである。

## 3. 全体スケジュール

別紙「参考資料④アートワーク全体スケジュール」参照

## 4. 業務内容

別紙「市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務要求水準書」のとおり

## 5. 費用の上限額

¥30,000,000円(税込)

## 6. 参加資格

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「製作等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本告示日から企画提案書提出期限の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

## 7. 資料及びその交付方法

### (1) 交付資料

ア 実施要領

- イ 要求水準書
- ウ 参加意思表明書（様式1）
- エ 会社概要（様式1-1）
- オ 類似業務実績（様式1-2）
- カ 業務実施体制（様式1-3）
- キ 質問書（様式2）
- ク 企画提案書表紙（様式3）
- ケ 参考資料①再開発事業コンセプト
- コ 参考資料②アート計画・発注用仕様書
- サ 参考資料③平面図
- シ 参考資料④アートワーク全体スケジュール

(2) 交付場所

- ア さいたま市浦和区常盤6-4-4  
1ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。
- イ さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p074068.html>

(3) その他

- ア 交付資料は、本件以外で使用することはできない。
- イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにて確認すること。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

## 8. 説明会

本件にかかる説明会は、開催しない。内容に関する質問がある場合については、「10. 質問及び回答」を参照すること。

## 9. 参加意思表明書等の提出について

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次のとおり申込すること。

(1) 提出書類（正本1部、副本8部）

- ① 参加意思表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式1-1）
- ③ 類似業務実績（様式1-2）  
本業務と類似した業務の受託実績（現在受託中であるものを含む）を最大5件まで記載すること。
- ④ 業務実施体制（様式1-3）  
本業務の実施体制について明確に記載すること。
- ⑤ 会社概要パンフレット

※その他

必要がある場合、補足資料の提出を求められることがある。

(2) 提出期限

令和2年9月3日（木）まで

(3) 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出期間内必着。）

10. 質問及び回答

(1) 企画提案書作成にあたって生じた疑義についての質問は、以下の期間において受け付ける。

質問受付期間

告示日 から 令和2年8月21日（金）正午までとする。

(2) 質問の受付先

質問は、電子メールによって受け付けるが、誤認防止のため電話による質問等は受け付けない。また、ご送信等による不達を防止するため、質問を送信後に担当者に電話連絡すること。

その際のメール件名は、「市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務に関する質問」とすること。

(3) 質問の回答方法

質問に対する回答は、令和2年8月27日（木）ホームページに掲載を行う。

11. 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

電子メール及び郵送

(2) 交付日

令和2年9月10日（木）に交付する。

12. 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、別紙「企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案内容を含む提案書を提出してください。

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書表紙（様式3）正本1部、副本8部

② 企画提案書（様式任意）正本1部、副本8部

ア サイズはA4版とし、A3版を使用する場合は片袖折りで綴じ込むこと。

イ 企画提案書の内容は要求水準書を参照のうえ、参考資料に記載されているコンセプト内容を含む提案書を提出すること。

③ 工程表（様式任意）正本1部、副本8部

契約締結後から契約の終了日までの工程表（予定）を提出すること。

④ 見積書及び見積内訳書（様式任意）正本1部

ア 経費の内訳の詳細を示すこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出期間内必着。）

(4) 提出期限

令和2年10月2日（金）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで）

(5) 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(6) 企画提案書等の受理

ア 「15. 提案者の失格」に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

(7) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(8) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

13. プレゼンテーション

本件に関するプレゼンテーションは実施しません。

14. 契約候補者の選定方法等

(1) 審査方法

企画提案書等の内容について、「市民会館おおみや新施設ホール開設等準備事業者選定委員会」により審査を行う。

(2) 審査基準

審査基準については、別紙「企画提案内容及び審査の視点」を参照すること。

(3) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、下記の要領で評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

ア 各委員の評価により、最高得点を得た事業者を最優秀提案者として決定する。

イ アによる最高得点者の数が2者以上の場合は、見積額の低い者とする。

ウ イによる最低見積額を提示した者が2者以上の場合、委員長の定める方法により、最優秀提案者を特定する。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(4) 審査結果の通知

参加者全員に対し文書により、令和2年10月下旬頃までに通知する。

15. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。(提案書は無効となります。)

(1) 「6. 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合